

財団法人山梨県林業公社改革推進計画

平成 2 4 年 3 月

財団法人山梨県林業公社

はじめに

財団法人山梨県林業公社は、戦後の経済発展に伴い、大幅に増大することが見込まれた木材需要に応えるため、国が進めた拡大造林政策に沿って、個人では森林の管理が困難な民有林所有者に代わり森林整備を行うことなどを目的に、昭和40年に県が全額出捐した公益法人として設立され、公社が費用を負担した上で人工林を整備し、伐採して得られた収益を土地所有者と分け合うという仕組みにより、約8千ヘクタールの森林整備を行ってきました。

しかしながら、森林整備に充てた財源が主として借入金であったために、木材価格が大幅に下落し、伐採収益では、これまでの森林整備に要した借入金を返済することは困難な状況となるなど、抜本的な経営の見直しが必要な状況となっています。

このため、平成17年度に策定した「林業公社経営計画」（計画期間は平成25年度まで）に基づき、収益の見込めない森林の持分譲渡、受託事業の実施、事務処理の効率化、人件費の縮減等を進めてきたほか、全国の林業公社が同様な状況にある中で、国においても関係機関により、林業公社の経営対策等について検討が行われてきましたが、抜本的な改革に繋がる結果は得られない状況です。

こうした中で、山梨県では、森林整備の方向性や分収割合の見直しを行った上で、平成29年3月を目途に林業公社を廃止し、分収林の管理を県に移管することを内容とした「財団法人山梨県林業公社改革プラン」を平成23年12月に策定しました。

当公社においても平成24年1月、評議員会及び理事会において、県の改革プランに沿って必要な改革の取り組みを実施していくことを決定したことから、現在、計画期間中である「林業公社経営計画」を見直し、改革の取り組みを着実に推進するための指針として「財団法人山梨県林業公社改革推進計画」を作成しました。

目 次

第1	林業公社の概要	1
1	設立と経緯	1
2	経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み	1
3	山梨県における改革プラン策定・取り組みの経緯	2
第2	現状と課題	4
1	森林管理の現状と課題	4
(1)	分収造林地の現状	4
(2)	森林整備の課題	4
2	債務処理	6
(1)	経営の現状	6
(2)	債務と資産の現状	7
(3)	債務処理の課題	8
3	事業の必要性	9
(1)	分収林事業	9
(2)	林業労働センター	9
(3)	受託事業	9
第3	改革の基本的な考え方について	10
1	森林整備の方向性について	10
(1)	分収林の再整備のあり方	10
(2)	基本的な考え方	10
2	分収割合の見直しについて	10
第4	公社の存廃について	13
1	存廃の検討	13
2	公社廃止の対応	13
(1)	廃止に必要な期間	13
(2)	体制の整備	13
(3)	債務処理	14
第5	改革の目標	15
1	改革の基本方針	15
(1)	森林整備の方向性を見直し	15
(2)	分収割合の見直し	15
(3)	公社の廃止	15
2	改革の内容	16
(1)	公益法人制度に伴う公益財団法人への移行	16
(2)	林業公社改革推進協議会	17
(3)	委託事業の努力	22
(4)	事務処理の効率化	22
(5)	人件費の縮減	22
(6)	情報の公開	22
3	県との連携	22
(1)	県借入金の補助金化	22
(2)	プロパー職員の再雇用先の確保	22
4	作業工程	23
第6	計画期間等	24
1	計画期間	24
2	改革の点検評価	24
3	その他	24

第1 林業公社の概要

1 設立と経緯

財団法人山梨県林業公社（以下「公社」という。）は、森林資源の造成や整備、森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手の確保・育成を行い、県土の緑化保全や農山村経済の振興、住民の福祉の向上に寄与することを目的に、昭和40年9月、県の全額出捐（100万円）により、民法に基づく公益法人として設立された。

公社はこれまで、高度経済成長による木材需要の増大に応えるため国が進めた拡大造林政策に沿い、個人では森林整備が困難な土地所有者に代わり、県内の人工林（民有林）の約9%にあたる、約8千haの人工林の造成による森林資源の充実に寄与してきた。

また、森林の有する公益的機能の発揮や、森林整備活動を通じた山村地域における就労の場の提供、県施設の管理を通じた森林とのふれあいの場の提供、林業の担い手の確保などに大きく貢献してきた。

2 経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み

公社の主たる事業である分収林事業は、伐採収入を得るまでの期間に必要な事業費や管理費を公社が負担した上で森林の造成・整備を行うものであり、この経費のほとんどは借入金を財源としてきた。

これらの借入金は伐採収入により返済することとしていたが、木材価格の大幅な下落や森林整備に必要な経営コストの上昇により、将来の分収林事業の収支均衡が危ぶまれてきた。

このため、平成9年度に「経営改善計画」を、平成14年度には「事業運営合理化計画」を策定し、事業費の圧縮や新規造林の中止、低利資金への借り換え等に取り組んできた。

さらに、平成17年度には「林業公社経営計画」を策定し、収益の見込めない森林の持分譲渡、受託事業の実施、事務処理の効率化、人件費の縮減等を進めてきた。

こうした取り組みにより、これまでに総額で約58億円の将来負担を縮減してきたものの、すべての分収林契約が終了する平成67年度末までの長期収支見込みは、現在の木材価格で試算すると、約208億円（平成22年度試算）の債務超過が見込まれ、木材価格の大幅かつ継続的な下落により、森林整備の投資に見合った収入を得ることは困難な状況になっている。

○ 経営健全化に向けた取り組みの主な成果（平成 13～22 年度）

取り組み内容	縮減額
・業務規模の縮小(保育事業の縮減、持分譲渡による利息軽減)	147 百万円
・公庫*借入金の借り換え(制度活用による利息軽減)	2,965 百万円
・公庫借入金の借り換え(市中金融機関への借り換え)	2,370 百万円
・山火事跡地などの解約(公庫への繰上償還による利息軽減)	5 百万円
・人件費の縮減、国の交付金の活用	274 百万円
合 計	5,761 百万円

※公庫：日本政策金融公庫

○ 長期収支見込による債務超過額の推移（平成 14～22 年度）

単位：億円

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
債務超過額	269	234	235	230	212	207	203	216	208

3 山梨県における改革プラン策定・取り組みの経緯

総務省は、平成 20 年 6 月、経営が著しく悪化する恐れのある第三セクター等の改革についてガイドラインを示すとともに、平成 21 年 6 月には、第三セクター等改革推進債を活用し、存廃を含めた抜本的改革を行うよう助言した。

また、平成 20 年 12 月に施行された公益法人制度改革関連法により、公益法人は平成 25 年 11 月までに新基準に基づいた法人に移行する手続きが必要となった。

これらを受け、山梨県においても、将来負担の抑制を行う必要があることなどから、平成 21 年 3 月に設置した外部有識者等からなる山梨県出資法人経営検討委員会において、公社の存廃を含めた改革案の検討を行うこととした。

なお、平成 21 年 6 月には、国（総務省、林野庁）と地方公共団体の代表による「林業公社の経営対策等に関する検討会」の検討結果が取りまとめられ、森林資産の評価など、経営状況の実態を把握した上で、存廃を含む、林業公社の経営の抜本的な見直しの検討が必要とされた。

また、林業公社への公益法人会計基準の早期適用と林業の特殊性を踏まえた森林資産の適正な評価について、平成 21 年 12 月から府県や公社の代表による検討が進められ、平成 23 年 3 月に「林業公社会計基準」がとりまとめられた。

山梨県議会においても、常任委員会により審議や現地調査が行われ、抜本的改革の必要性が強く求められたことを踏まえて、県は、改革プラン案について県議会への説明を行うとともに、12月2日に開催された県出資法人経営検討委員会では改革プラン案について委員からの了承を得て、平成23年12月20日付けで「財団法人山梨県林業公社改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定した。

この改革プランの策定を受け、平成24年1月12日に開催した公社の評議員会及び理事会において、改革プランに基づき基本的な考え方に沿って必要な改革の取り組みを実施することを決定した。

第2 現状と課題

1 森林管理の現状と課題

(1) 分収造林地の現状

公社は、昭和40年から平成13年までに8,393haの分収林を設定し、現在では生育不良地や山火事跡地などの契約解除により、7,762haを管理している。

こうした分収林は、県内に広く分布しており、里山に近い箇所もあるが、県境近くの奥山にも所在している。また、樹種は比較的材価は高いが利用伐期まで時間を要するヒノキの割合が66.4%と高く、林齢が最も高いものでも46年生で、これから順次、利用伐期を迎える段階にあり、引き続き適切な保育が必要な状況にある。

○ 分収林事業の概要

事業	内容	規模	分収割合
分収造林	管理面積：7,663ha 契約件数：3,336件 契約者数：4,875人	<ul style="list-style-type: none"> ・公社が費用負担して植栽、管理 ・S40～H13に8,276haを設定 ・一部の成績不良地等を解除 	公社：所有者 60：40(S40～H9) 99% 70：30(H10～H12) 1% 75：25(H13)
分収育林 (二者)	管理面積：56ha 契約件数：41件 契約者数：45人	<ul style="list-style-type: none"> ・育成途上の森林を公社が費用負担して管理 ・H9～H11に56haを設定 	公社：所有者 50：50(林齢11-15年) 13% 30：70(林齢16-25年) 45% 20：80(林齢26-30年) 42% ※林齢は契約時
分収育林 (三者： 緑のオーナー制度)	管理面積：42ha 契約口数：368件 契約者数：417人 ※一口30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・育成途上の森林を、緑のオーナーの費用負担による協力を得て公社が管理 ・S61～H10に13箇所61haを設定 ・H22に契約満了で3箇所を解約 	公社：所有者：緑のオーナー 10：40：50(S61-S63/H6-H10) 49% 10：30：60(H1-H5) 51%

(2) 森林整備の課題

公社の造林地は、最も林齢の若いものが10年生であり、保育作業が必要な森林が半分以上を占め、今後20年間程度は除伐や枝打ち、間伐、つる切り、獣害防除などの作業が必要である。

○ 今後の保育・伐採面積(見込み)

森林施業	事業量(ha)		実施基準
	H23	H24以降	
除伐	15	76	スギ・ヒノキ= 15年生までに2回 アカマツ = 実施せず カラマツ = 11年生で実施
枝打ち	59	360	ヒノキのみ、対象地を厳選し2回
間伐	455	2,728	30年生までに2回
つる切り クズ枯殺 獣害防除	50 25 100	322 69 1,061	必要な箇所を実施
合計	704	4,616	

また、現在の契約どおり伐採を行うこととした場合、伐採面積は、今後10年間は年50～100haで推移するものの、伐採量がピークとなる平成43年から平成53年の間には、年300～500haとなるため、一時的な供給量の増加が市場に与える影響や、林業事業体の処理能力などを考慮するとともに、木材価格の動向を見据えた伐期の延長や事業実施体制の整備が必要である。

なお、会社の分収林は、契約満了時には皆伐し、跡地において土地所有者自らが森林整備を行っていく必要があるものの、天然林を針葉樹人工林に転換してきた箇所が多いため、土地所有者が木材生産を目的とした森林整備を自ら行っていくという意識は高くないと考えられる。

現在の、森林・林業を取り巻く厳しい情勢の中では、皆伐して土地所有者に返地した場合、跡地への造林が行われず、適切な森林整備が実施されないおそれがあるほか、契約終了に当たり、経済的な利益のみを追求して伐採を行っていくことは、森林の公益的機能の発揮の面から望ましいものではないことから、契約終了後においても、管理に多くの労力を要しない広葉樹林や針広混交林への転換を講じる必要がある。

2 債務処理

(1) 経営の現状

公社はこれまで、事業規模の縮小や人件費の削減などにより、毎年度、予算規模を縮減しているものの、木材価格の低迷により育成途上の森林からの伐採（間伐）収入が見込めず、森林整備や組織運営に必要な経費のほとんどは借入金で賄っている状況にある。

また、日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）や市中金融機関からの借入金については、毎年度、約定に基づいた償還（元金+利息）が必要であり、伐採収入では償還に必要な財源が確保できないことから、全て県からの借入金で償還している状況にある。

長期収支見通しを現在の木材価格で試算すると、将来的な伐採収入でも、県からの借入金を含めた全ての借入金を償還することは困難である。

○ 林業公社の事業別予算額（平成23年度予算）

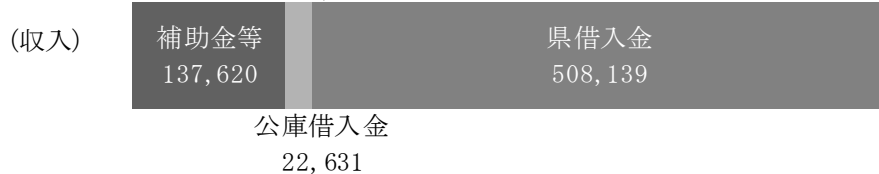
総額 901,509 千円



緑のオーナー事業
291

○ 分収林事業の収支の内訳

・分収林事業（総額 668,390 千円）



ピーク時： 914,011 (H4) 239,874 (S62)

・事業費（総額 153,514 千円）



間伐収入 1,226 県借入金 1,661



保護 8,709 附帯事務費 3,739

・管理費(総額 70,514 千円)



・借入金返済(総額 444,362 千円)



注) 市中：市中金融機関

(2) 債務と資産の現状

平成 22 年度末における借入金残高は、これまで事業に要した経費として公庫や県などから借り入れた、約 270 億 3 千 5 百万円となっている。

○ 借入金残高の内訳 (平成 22 年度末)

(単位:百万円)

借入先	日本政策金融公庫	市中金融機関	山梨県	合計
元金	6,093	1,979	14,706	22,778
未払い利息	—	—	4,257	4,257
合計	6,093	1,979	18,963	27,035

一方、公社が保有する資産のほとんどを占める森林資産は取得原価方式で評価していることから、評価額は約262億9千7百万円となっており、資産全体の合計は約269億3千3百万円、負債の合計は約271億6千万円で、債務超過額は約2億2千7百万円となっている。

○ 資産と負債の状況（平成23年3月31日現在の貸借対照表）

（単位：百万円）

科目	全合計	科目	全合計
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
流動資産合計	525	流動負債合計	31
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	22,780
基本財産合計	1	県借入金未払利息	4,257
(2) 特定資産		退職給付引当金等	92
特定資産合計	78	固定負債合計	27,129
(3) その他固定資産		負債合計	27,160
森林	26,297	III 正味財産の部	
分収育林	12	1 指定正味財産	
出資金等	20	指定正味財産合計	1
その他固定資産合計	26,329	2 一般正味財産	
固定資産合計	26,408	一般正味財産合計	△ 228
資産合計	26,933	正味財産合計	△ 227
		負債及び正味財産合計	26,933

※ 森林資産の評価

公益法人会計基準では、資産の時価評価額が著しく下落した場合には減損する必要があるものの、森林の特殊性を踏まえて策定された林業公社会計基準（H23.3 全国森林整備協会策定）により、育成途上の森林資産は取得原価により評価し、伐採を行う際に時価評価を行うこととされている。

※ 貸借対照表上の債務超過額 約2億2千7百万円

これまで、生育不良や山火事などにより分収林の契約解除（減損後の評価額による土地所有者への持分譲渡）を行ってきたことから、その差額分等が債務超過として顕在化

（3）債務処理の課題

森林整備や公社の組織運営に必要な経費を借入金で賄っていることから、債務は毎年増加しており、このまま契約どおりに伐採した場合、すべての分収林契約が終了する平成67年度末には、現在の木材価格で試算すると、約208億円の債務超過が見込まれる。

公社の累積債務は、県からの借入金が大半を占めており、公庫や市中金融機関からの借入金についても県が損失補償している。現時点でも債務超過であり、新たな公益法人に移行する場合、純資産3百万円の確保が必要であることから、公社を存続する場合には、平成25年11月までに約2億2千7百万円の赤字補填と純資産3百万円の確保が必要となる。

また、公社を廃止する場合、現時点において一括処理する場合には、公庫と市中金融機関への償還約80億円と、県からの借入金約190億円の債権放棄の、合計約270億円の債務処理が必要となる。

債務処理に当たっては、森林の有する公益的機能が継続的に発揮される森林整備への方向性を見直しとともに、伐採時期の変更や分収割合の見直しによる債務抑制に向けた取り組みの実施など、長期的な視点に立った改革が必要である。

3 事業の必要性

(1) 分収林事業

公社の管理する分収林は、最も林齢の若いものが10年生で、保育作業が必要な森林が半分以上を占めており、今後20年程度は保育作業が必要である。

また、公社の分収林は林道や作業道等から離れた尾根近くの奥山などにも所在することから、伐採後の造林や保育を行うにも条件の悪い箇所が多く、林業を取り巻く厳しい状況の中では、契約どおりに皆伐を行い土地所有者に返地した場合、適切な森林管理が行われないおそれがある。

このようなことから、育成途上の分収林の保育の実施や伐採時期の延長、伐採後の再整備が適切に行われるような森林整備への転換など、引き続き、分収林を適切に管理していく取り組みが必要である。

(2) 林業労働センター事業

林業労働センターは、林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善や林業への就業を促進するための支援措置を講じるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、業務を適正かつ確実に行うことができる公益法人として公社が指定されている。

林業を取り巻く厳しい情勢の中で、今後も林業労働力を確保していくためには、資金や高性能林業機械の貸付け、技術研修といった林業事業体に対する支援事業を引き続き実施していく必要がある。

(3) 受託事業

受託事業は、県施設の管理などを、公社の有する技術力や人的資源を活用して行っており、これら県施設の運営には不可欠なものであることから、現在の受託期間において、その責務を果たしていく必要がある。

第3 改革の基本的な考え方について

1 森林整備の方向性について

(1) 分収林の再整備のあり方

公社設立当時（昭和40年度）には、増大する建築用材等を供給するため、クヌギやコナラ等の広葉樹の天然林からスギやヒノキ等の針葉樹の人工林への転換が、国の拡大造林政策により進められており、林業生産活動を通じて、木材生産の収益により再整備も含めた適切な森林整備の実施が可能であった。

しかし、現在、森林の役割は、木材生産だけでなく、水源かん養や山地災害の防止等の県土の保全、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収や野生生物の生育環境の確保など、多様な公益的機能を発揮していくことが期待されている。

分収林についても、こうした考えを基本とすることが必要であるものの、現在の木材価格では、土地所有者による適切な森林整備は困難な状況にある。

分収林の伐採跡地は、土地所有者による着実な再整備が求められている中で、こうした課題に対応していくことが必要である。

(2) 基本的な考え方

これまでの木材生産を目的とした林業経営と、公益的機能の維持増進が両立できる管理手法に転換を図るため、多額の費用が必要な人工林の再整備だけでなく、皆伐による荒廃を防ぐ観点から、繰り返しの抜き伐りによる広葉樹林化・針広混交林化といった森づくりを導入する。

こうした見直しとあわせて、土地所有者による再整備に必要な費用の軽減も図りつつ、将来負担の圧縮の観点から、収益分収割合の見直しが必要であり、これらについて、分収林契約者（土地所有者）との調整が必要となる。

2 分収割合の見直しについて

公社の改革に当たっては、将来債務の抑制を図る観点から分収割合の見直しが必要である。公社設立の昭和40年には、森林整備に要する費用が回収可能な収支が均衡する割合として、公社60：土地所有者40に設定した。

<昭和 40 年度 林業公社設立当時の収支計画>

(単位：千円)

収入		支出	
区分	金額	区分	金額
造林補助金	138,000	直接事業費	810,000
公庫借入金	457,600	間接事業費	546,804
県借入金	937,984	借入償還金	4,561,244
市町村借入金	50,400	分収交付金	2,905,900
伐採収入	7,264,750		
計(A)	8,848,734	計(B)	8,823,948
差引(A)-(B)			24,786

※目標面積 5,000ha (S54：目標を 8,000ha に見直し)

しかし、木材価格の低迷、森林整備にかかる費用の増加（人件費の高騰）などにより経営悪化が顕在化する中で、新たに設定する分収林契約については、他県の状況等を参考に分収割合の見直しを実施してきた。

(見直しの経緯)

昭和 40～平成 9 年度 公社 60：土地所有者 40
 平成 10～12 年度 公社 70：土地所有者 30
 平成 13 年度 公社 75：土地所有者 25
 平成 14 年度（改植地） 公社 80：土地所有者 20

これまでの経営改善の取り組みの中で、低利資金への借り換えなどにより将来債務の圧縮に努めてきたものの、現在の制度の中では、これまで以上の将来負担の削減は困難な状況である。

また、現在の木材価格では、今後得られる収入をすべて充てても、これまで分収林整備に投じた費用は回収できない状況にあり、長期収支試算では約 208 億円の債務超過が見込まれているところである。

このため、将来の財政負担を可能な限り軽減するため、既存契約の分収割合についても見直しを行うこととする。

<平成 22 年度長期収支試算>

(単位：百万円)

収 入		支 出		
区分	金額	区分	金額	備考
県借入金	(28,195) 6,089	事業費	21,117	森林整備に要する経費
国・県補助金	8,546	管理費等	6,794	人件費、事務費等
伐採収入	17,815	県償還金	(32,533) 10,427	
公庫借入金等	17,302	公庫等償還金	25,236	
		所有者分収金	6,988	
計(A)	(71,858) 49,752	計(B)	(92,668) 70,562	
差引(A)-(B)	▲20,810			

※ 金額欄の()は公庫等償還金の重複を含めた額

長期収支試算： 現在の木材価格で、すべての分収林契約が終了する H67 まで事業を実施した場合の収支の見込み

第4 公社の存廃について

1 存廃の検討

公社の改革に当たっては、存続・廃止のいずれの手法でも債務処理は必要不可欠な状況にある。これまでどおり公社経営を続けていった場合、全ての契約が終了する平成 67 年度には約 208 億円の債務超過が見込まれることから、抜本的な改革が必要である。

このため県において様々な手法を検討したが、公社が実施してきた、借入金を財源として森林整備を行い、収益を分収するという分収林の仕組みが成り立たなくなっている状況に加え、公社を存続していくためには多額の公費負担が必要であることを踏まえると、現在の仕組みを維持した状態で公社を存続していくことは適当ではないと判断した。

2 公社廃止の対応

(1) 廃止に必要な期間

公社を廃止した場合には、分収林契約の承継が必要であり、分収木は共有であるため、処分に当たっては土地所有者の同意が必要である。

また、分収割合の見直し、契約期間の延長を行う上で契約変更が必要であることから、公社の廃止・分収木の処分についての同意を得ながら契約変更を行うこととする。

分収割合の見直しは、所有者の収益が 1/2 となるほか、土地所有者約 5 千人の中で、相続手続きが行われていないものも相当数あると見込まれることから、公社を公益財団法人に移行の上、一定期間（5 年程度）、改革に必要な取り組みを実施し、平成 29 年 3 月を目途に公社を廃止することとした。

(2) 体制の整備

県と連携し、市町村や森林組合、林業公社造林推進協議会などの関係者の協力体制を整備するため、林務環境事務所ごとに「林業公社改革推進協議会」を設立した。

また、廃止後の分収林は、県に移管し、県有林との一体的な管理や外部への委託など効率的な事業の実施により、森林の持つ公益的機能の維持・増進はもとより、路網等の一体的・計画的な整備による搬出コストの削減や、木材需要に応じた供給量の調整を図るなど、適切な森林管理に努める。

なお、公社プロパー職員については、引き続き保育事業の実施などの森林整備を行うなど、改革に必要な取り組みを県と連携して行い、公社廃止後、分収林の管理など、公社プロパー職員が、これまでの知識と技術を活かすことができる再就職先を確保していく。

(3) 債務処理

公社が存続する期間中（平成 28 年度までの 5 年間）は、県からの補助を受け、公庫及び市中金融機関からの借入金については、これまでどおり約定により償還していく。（25 億円）

また、公庫及び市中金融機関の債務については、平成 29 年 3 月の公社廃止時に、県に承継するとともに、県からの借入金について森林資産の評価基準等に基づいた評価を行った上で償還の免除をお願いする。

第5 改革の目標

1 改革の基本方針

山梨県が策定した「財団法人山梨県林業公社改革プラン」に基づき、以下の基本方針に即して必要な改革の取り組みを実施する。

(1) 森林整備の方向性の見直し

分収林契約満了後の土地所有者による適切な森林の整備が困難な状況にある中で、木材生産を目的とした林業経営と、公益的機能の維持増進が両立できる管理手法への転換を図るため、繰り返しの抜き伐りにより、天然力を活用した広葉樹林化・針広混交林化といった森づくりも導入することとし、そのために必要な契約期間の延長を行う。

分収林の将来の森林整備の手法について、森林の立地条件や土地所有者の意向を勘案し、契約満了の取扱い、契約終了後の森林の形態について、以下のように想定して、契約変更に取り組んでいくこととする。

森林整備の手法	将来の森林の形態	伐期	構成比	面積
現在の契約期間で皆伐	人工林 (所有者が再整備)	現在の伐期(50~55年)	20%	1,543ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林	契約期間を20年延長	50%	3,860ha
1/3程度の抜き伐りを3回	広葉樹林 ・針広混交林	契約期間を40年延長	30%	2,316ha

(2) 分収割合の見直し

現在の木材価格では今後得られる収入を全て充てても、これまで分収林整備に投じた費用は回収できない状況にあり、長期収支試算でも約208億円の債務超過が見込まれることから、将来の県の財政負担を可能な限り軽減するため、債務処理に多額の県民負担を伴うことについて土地所有者の理解を得た上で、既存の分収造林契約の割合について公社80：土地所有者20に見直す。

なお、土地所有者が植栽や保育等の費用を負担している分収育林については、見直しを行わない。

(3) 公社の廃止

現在の仕組みを維持した状態で公社を存続していくことは困難であるため、改革の取り組みを一定期間(5年間)実施した上で、平成29年3月を目途に公社を廃止する。

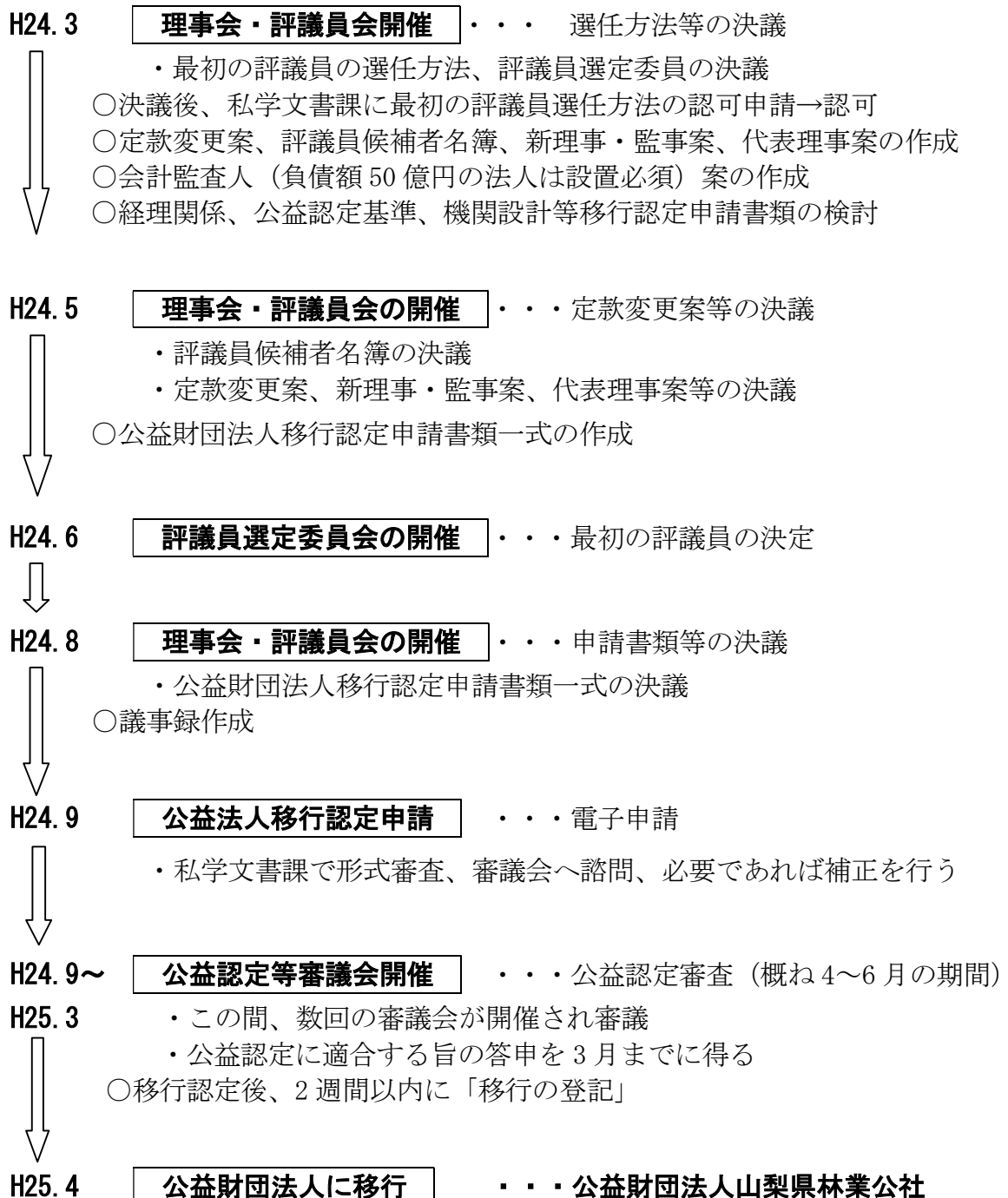
なお、公社廃止までの間、必要な財源について県から補助を受けるとともに、公社廃止後は、分収林の管理を県に移管する。

2 改革の内容

(1) 公益法人制度改革に伴う公益財団法人への移行

公益法人制度改革関連3法の施行により、平成25年11月末日が手続き期限とされている新法人への移行について、平成25年4月に公益財団法人に移行することとし、公益認定等の必要な手続きを進める。

公益財団法人移行スケジュール (予定)



(2) 林業公社改革推進協議会

改革プランに基づく公社廃止と分収林の県への移管、契約期間の延長及び分収割合の見直しに係る土地所有者の同意を取得するため公社・県及び関係団体により、平成24年2月に「林業公社改革推進協議会」（以下「改革推進協議会」という。）を各林務環境事務所管内に設置した。

改革の取り組み期間中は、県と連携して改革推進協議会を構成する市町村及び森林組合ならびに林業公社造林推進協議会の協力を得ながら、土地所有者への説明等を行い、公社の廃止、分収割合の見直し、契約期間の延長について同意を得た上で、契約変更の手続きを進める。

ア 改革推進協議会の概要

(ア) 目的

将来にわたり分収林を適切に維持していくため、関係者の協力を得て、改革プランの着実な実行を図ることを目的として設置する。

(イ) 業務の内容

- ① 改革プランに基づく公社廃止と分収林の県への移管、契約期間の延長及び分収割合の見直しに係る土地所有者の同意を取得するための計画の作成
- ② 計画に基づく同意取得と契約変更の実施
- ③ 土地所有者に対する説明会の開催及び土地所有者情報の確認
- ④ 分収林と周辺森林の集約化施業の促進
- ⑤ その他、改革プランを推進する上で必要と認められる事項

(ウ) 構成員

- ① 協議会の会員は、別表（イ．各地区林業公社改革推進協議会の構成と作業内容）に掲げる者をもって構成する。
- ② 会長は林務環境事務所長があたる。

(エ) 会議

- ① 会長が招集し議長となる。
- ② 半数以上の会員の出席がなければ成立しない。
- ③ 議長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求められる。

イ 各地区林業公社改革推進協議会の構成と作業内容

中北地区林業公社改革推進協議会

区分	構成団体名
県	中北林務環境事務所
公社	(財)山梨県林業公社
市町村	甲府市(森林整備課)
	韮崎市(農林課)
	南アルプス市(農林振興課)
	北杜市(林政課)
	甲斐市(農林振興課)
	中央市(農政課)
森林組合等	中央森林組合
	峡北森林組合
	県林業公社造林推進協議会

峡東地区林業公社改革推進協議会

区分	構成団体名
県	峡東林務環境事務所
公社	(財)山梨県林業公社
市町村	山梨市(農林商工課)
	笛吹市(農林振興課)
	甲州市(産業振興課)
森林組合等	中央森林組合
	峡東森林組合
	県林業公社造林推進協議会

峡南地区林業公社改革推進協議会

区分	構成団体名
県	峡南林務環境事務所
公社	(財)山梨県林業公社
市町村	市川三郷町(産業振興課)
	富士川町(農林振興課)
	早川町(振興課)
	身延町(産業課)
	南部町(産業振興課)
	峡南森林組合
森林組合等	早川町森林組合
	身延町森林組合
	南部森林組合
	県林業公社造林推進協議会

富士・東部地区林業公社改革推進協議会

区分	構成団体名
県	富士・東部林務環境事務所
公社	(財)山梨県林業公社
市町村	大月市(産業観光課)
	都留市(産業観光課)
	上野原市(経済課)
	小菅村(源流振興課)
	丹波山村(総務企画課)
	道志村(産業振興課)
	西桂町(産業振興課)
	富士吉田市(農林課)
	富士河口湖町(農林課)
	森林組合等
大月市森林組合	
南都留森林組合	
富士北麓森林組合	
県林業公社造林推進協議会	

※地区協議会の事務局

- ・林務環境事務所森づくり推進課
- ・林業公社業務課

協議会構成員	作業(協力)内容
県森林整備課	(改革プランの進行管理) <ul style="list-style-type: none"> ・同意取得計画の作成 ・契約変更の管理 ・協議会事務局の支援 ・契約者の照合作業、同意取得及び契約変更の支援
県各林務環境事務所 林業公社	(協議会事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の照合作業 ・協議会、説明会開催 ・同意取得及び契約変更の実行
林業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者の照合作業 ・説明会開催の支援 ・同意取得及び契約変更の実行 ・分収林と周辺森林の施業集約化の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会開催の支援 ・土地所有者情報の確認 ・説明会等の支援
各森林組合・ 林業公社造林推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・相続者への分収林情報の提供 ・現地の状況確認 ・分収林と周辺森林の施業集約化の推進

ウ 同意取得及び変更契約の進め方

平成 23 年度

①土地所有者あて通知

- ・平成 23 年 12 月下旬までに、契約情報を整理し作業用名簿を作成
- ・平成 24 年 1 月中に、土地所有者あて文書送付(契約者の照合・契約者名義の確認)



②土地所有者の照合作業

返信により所在確認ができた場合

→ 作業終了

返信がなく、所在確認ができない場合

- あて先周辺の聞き取り・土地登記記録の確認
- 必要に応じて課税台帳及び戸籍調査等の確認を行い、相続者等を特定(市町村の協力が必要)

返信により所在確認はできたが、相続等により土地所有者が変わっている場合

- 土地登記記録の確認
- 相続者等を特定し、相続手続きを依頼



③土地所有者名簿の作成

- ・平成 24 年 3 月下旬までに、林務環境事務所ごとに土地所有者名簿を作成(照合が困難な土地所有者については、翌年度以降に継続して調査)



平成 24 年度～平成 28 年度

④説明会の開催

【地区説明会】

- ・市町村ごとに実施
(県内 100 箇所:1 箇所当たりの参加者 50 人程度を想定)



【個別説明会】

- ・詳細な説明を希望する土地所有者や地区説明会に参加できなかった土地所有者を対象に随時実施
(県内 166 箇所)



【個別訪問の実施】

- ・さらに説明が必要な土地所有者に対し実施

説明内容 → 「公社の廃止と分収林の県への移管」「森林整備の方向性(契約期間の延長)」「分収割合の見直し」



⑤契約変更手続き

- ・地区説明会、個別説明会、個別訪問と並行して、同意を得られた土地所有者から順次、契約変更等の手続きを実施



⑥地上権移転登記の手続き

- ・平成 29 年 3 月林業公社の解散をもって、県が地上権者となる移転登記の手続きを実施

エ 同意取得計画の内容

(ア) 同意取得実施計画の準備

①土地所有者名簿の確認

○確認通知の返信がない未確認者の割合や現在の土地所有者への相続状況など契約者の現状を把握する。

②土地所有者の継続調査

○現土地所有者との照合作業が完了していない契約について、電話聞き取りや協議会会員からの情報提供、現地調査等により継続して調査・確認を行う。

③同意取得実施計画の作成

○現土地所有者の確認状況などから説明可能な者の集約、各団体の優先度合いを勘案し、同意取得の実施に向けた四半期計画及び年間計画を作成する。

○実施計画の進捗を随時確認し、状況に応じて見直す。

(イ) 同意取得実施計画の実行

<地区説明会>

①実施方針

○町・地区ごとに実施(県内100箇所程度)1箇所当たりの参加者は50人程度を想定。

○平成24年度中にすべて実施予定

②作業工程

○町・地区を単位として、説明対象とする土地所有者を選定。開催予定日時や開催場所について、当該町等に相談。選定した土地所有者の状況、開催予定日時・場所が適当か確認。

○開催通知を土地所有者あて発送(おおむね開催予定日の2週間前)

○地区説明会の開催

○今後の方針の検討

出席率、説明に対する土地所有者の理解の度合いや意思表示、再度の説明会開催希望などから、今後のアプローチ手法を検討

<個別説明会>

①実施方針

○詳細な説明を希望する土地所有者や地区説明会に参加できなかった土地所有者を対象に随時実施(県内166箇所程度)

②作業工程

○地区説明会の実施状況から、説明対象とする土地所有者を選定。開催予定日時や開催場所について、当該町等に相談

○開催通知を対象者あて発送(おおむね開催予定日の2週間前)

○個別説明会の開催

○今後の方針の検討(地区説明会と同様)

<個別訪問>

①実施方針

○「地区説明会」の開催後、もしくは「地区説明会」および「個別説明会」の開催後において、さらに説明が必要な土地所有者に対し実施

<契約変更手続>

①実施方針

○「地区説明会」、「個別説明会」、「個別訪問」と並行して、同意を得られた土地所有者から順次、契約変更等の手続を実施

才 同意取得対象箇所

管内別・所有形態別の面積・契約件数・契約人数

平成22年度末

管内	所有形態	分収林面積(ha)			契約件数(件)			契約者数(人)		
		分収造林	分収育林	計	分収造林	分収育林	計	分収造林	分収育林	計
中北林務	会社有	3.40		3.40	3		3	3		3
	共有	135.94	6.83	142.77	17	5	22	285	14	299
	個人有	527.51	13.26	540.77	509	17	526	543	16	559
	市町村有	76.31		76.31	12		12	12		12
	財産区有	9.07		9.07	3		3	3		3
	組合有	11.72		11.72	2		2	1		1
	社寺有	76.23	3.67	79.90	34	1	35	29	1	30
計	840.18	23.76	863.94	580	23	603	876	31	907	
峡東林務	会社有	18.75		18.75	5		5	5		5
	共有	525.37		525.37	65		65	596		596
	個人有	1330.61	17.31	1347.92	867	8	875	924	5	929
	市町村有	74.88		74.88	6		6	4		4
	財産区有	96.35		96.35	95		95	58		58
	組合有	4.80		4.80	1		1	1		1
	社寺有	105.63		105.63	37		37	37		37
計	2156.39	17.31	2173.70	1,076	8	1,084	1,625	5	1,630	
峡南林務	会社有									
	共有	323.22		323.22	47		47	455		455
	個人有	1272.69	4.95	1277.64	772	4	776	770	3	773
	市町村有	109.79		109.79	14		14	9		9
	財産区有	94.63		94.63	11		11	5		5
	組合有	5.07		5.07	5		5	1		1
	社寺有	70.09		70.09	34		34	31		31
計	1875.49	4.95	1880.44	883	4	887	1,271	3	1,274	
富士・東部林務	会社有	16.46		16.46	4		4	4		4
	共有	231.53		231.53	26		26	329		329
	個人有	2071.34	3.70	2075.04	725	3	728	713	3	716
	市町村有	145.50		145.50	7		7	6		6
	財産区有	230.51	1.29	231.80	17	1	18	17	1	18
	組合有	67.90		67.90	5		5	21		21
	社寺有	27.77	4.82	32.59	13	2	15	13	2	15
計	2791.01	9.81	2800.82	797	6	803	1,103	6	1,109	
山梨県内合計	会社有	38.61		38.61	12		12	12		12
	共有	1216.06	6.83	1222.89	155	5	160	1,665	14	1,679
	個人有	5202.15	39.22	5241.37	2,873	32	2,905	2,950	27	2,977
	市町村有	406.48		406.48	39		39	31		31
	財産区有	430.56	1.29	431.85	126	1	127	83	1	84
	組合有	89.49		89.49	13		13	24		24
	社寺有	279.72	8.49	288.21	118	3	121	110	3	113
計	7663.07	55.83	7718.90	3,336	41	3,377	4,875	45	4,920	

(3) 受託事業の実施

武田の杜、金川の森、県民の森の県施設の管理等については公社の有する技術力や人的資源を活用して実施しており、現在の指定管理者の指定期間（平成 25 年度まで）においてその責務を果たしていく。

(4) 事務処理の効率化

事務・事業の更なる縮減に努めるとともに、平成 19 年度に稼働したコンピューターシステムにより、引き続き事務処理の効率化に努める。

(5) 人件費の縮減

通常に分収林管理業務に加え、改革推進計画に基づく新たな業務の増加が見込まれるが、現状の職員による要員規模で行いながら人件費の縮減に努める。また、平成 17 年度の経営計画の実行により常勤役員の給料を 10%、プロパー職員及び県OB職員の給料を 5%縮減しているが、改革推進計画の期間中も継続して縮減していく。

(6) 情報の公開

森林・林業の役割、森林整備の重要性、及び公社の役割を県民にPRし、理解と協力を得るため、公社のホームページでの改革推進計画進捗状況、経営情報、森林・林業に関する情報、イベント情報等を提供していく。

3 県との連携

(1) 県借入金の補助金化

改革の取り組み期間中は債務の抑制を図るため、事業や管理に必要な経費のうち、これまでの県借入金で対応してきたものが補助金化として支援されることとなっていることから、公庫等からの新規借入は行わないこととし、公庫及び市中金融機関への償還についても県からの補助金により償還する。

改革期間中の収支見通し

		改革プランにおける収支見通し(改革の取り組み期間)					(単位:百万円)
		H24	H25	H26	H27	H28	H24~H28 の計
収入と支出	収入	664	610	586	551	545	2,957
	県借入金	0	0	0	0	0	0
	県補助金	553	502	488	471	476	2,490
	伐採収入	2	2	2	2	1	11
	公庫借入金・国補助金他	108	106	96	78	68	456
	支出	662	608	585	550	544	2,948
	事業費・管理費等	220	208	195	168	159	951
	公庫等償還金	442	400	389	381	385	1,995
	所有者分収金	1	1	1	1	1	2
収支差	2	2	2	2	1	9	

第6 計画期間等

1 計画期間

本改革推進計画の期間は、平成24年度から公社の解散手続きに要する平成28年度までの間の5年間とする。

2 改革の点検評価

本改革推進計画の実施状況については、毎年度点検、評価を行うこととし、必要に応じて見直しを行う。

3 その他

公社は、国が進めた拡大造林政策の担い手として全国各地で設立され、人工林の適切な整備を進めることにより、森林資源の造成や国土の保全、農山村経済の振興等を図ってきたことから、これまで関係機関に対して支援を要請してきたところであるが、今後も引き続き各県公社と連携し、全国森林整備協会を通じて、国及び公庫等に支援措置を強力に要望する。

(1) 森林整備事業に係る補助制度の拡充強化

(2) 日本政策金融公庫貸付金の利息負担の軽減など、累積債務処理対策の維持・拡充